

秋田ワークセンター相談支援事業所

平成31年度事業計画

利用者がより豊かで満ち足りた人生が送れるように、利用者の要望やその有する能力及び適性に
応じ、また、利用者の心身の状況や置かれている環境等に配慮して、充実した障害福祉サービス
を受けられるよう、きめこまやかな計画相談支援の提供を行うため、平成31年度の事業を次のとお
り実施する。

1 事業及び人員

- ① 事業 指定特定相談支援事業（計画作成担当）
- ② 人員 管理者1名（常勤・兼務）、相談支援専門員1名（常勤、専任）

2 事業内容

（1）障害者の自立した生活を支え、障害による課題や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジ
メントをきめこまやかに行う。

- ① 生活全般に関わる相談
- ② 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- ③ サービス等利用計画作成
- ④ 訪問によるモニタリング
- ⑤ 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜（①～④に附帯するその他必要な相談支援、助言等）

（2）対象者

身体及び知的障害者（ただし、18歳未満の者を除く）

（3）内容

- ・支給決定時（サービス利用支援）
支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成する。
支給決定または変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成をする。
- ・支給決定後（継続サービス利用支援）
厚生労働省令で定める期間毎に、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。
- ・サービス事業者等の連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に関わる申請の勧奨をする。

(4) 営業日及び営業時間

- ・営業日 月曜日～金曜日
(ただし、土、日、祝日並びにお盆期間、年末年始期間は除く。)
- ・営業時間 午前9時～午後5時までとする。
- ・事業の実施区域 通常の事業の実施区域は秋田市内全域とする。
(ただし、依頼の内容によっては区域外の場合も受け付けることがある。)

(5) 従業員の研修

- ・相談支援専門員の資質向上のために研修の機会を設ける。また、業務の執行体制について毎年検証、整備を行う。

3 その他

- ・事業における利用予定計画を立て、効率的な運営と、利用者のサービス利用に停滞が生じないよう努める。
- ・相談支援事業の充実を図るために、地域移行支援・地域定着相談支援や一般相談支援事業における地域ニーズの把握に努める。
- ・当事業所の事業の利用状況及び地域他事業所の利用状況等の情報収集並びに分析と事業充実に向けた検討、見直しを行う。
- ・地域自立支援協議会等と連携及び協力体制を構築し、情報収集と事業の充実に資する。
- ・地域生活支援拠点「ういず」に参画するとともに、体験利用や緊急時対応について、他事業所との連携を図る。